

浜田港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は  
貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する掲示

神 浜 支 掲 示 第 2 号

関税法（昭和29年法律第61号）第24条第1項の規定に基づき、浜田港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸しを行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、平成23年10月1日から施行することとしたので同法施行令（昭和29年政令第150号）第22条第1項の規定により公告する。

なお、平成17年3月23日付神浜支掲示第1号は廃止する。

平成23年9月29日

浜田税関支署長 長谷 豊明

1. 外国往来船と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
長浜ふ頭1号及び2号岸壁維けい船	長浜地区メインゲート
福井ふ頭1号、3号及び4号岸壁維けい船	福井地区メインゲート
浜田港内沖がかり船	長浜ふ頭1号及び3号物揚場

2. 貨物の積卸を行う場合の経由場所

1. 長浜ふ頭1号及び2号岸壁（全長317メートル）
2. 福井ふ頭1号、3号及び4号岸壁（全長540メートル）
3. 長浜ふ頭3号物揚場（全長115メートル）ただし、船用品、携帯品及び託送品に限る。